

京都市告示第 185 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から廃止の届出がありました。

平成18年8月31日

京都市長 梶本頼兼

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
藤田医院	伏見区深草上横縄町10番地の57	平成18年6月24日
西医院	伏見区深草稻荷御前町90番地	平成18年6月30日
井上医院	伏見区醍醐落保町71番地	平成18年7月2日
(医) 社団 速水歯科医院	左京区二条通新間ノ町西入石原町279番地の4	平成18年6月30日
宮本歯科医院	左京区岡崎北御所町48番地の2	平成18年6月30日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施 術 者	廃止年月日
Walk With You	伏見区醍醐上ノ山町7番地 アーバンライフ醍醐102	藤山 順子	平成18年6月30日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
細田医院	北区紫竹高才町6番地の24	平成18年3月6日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)